

女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画

令和8年3月31日策定

五 戸 町 長
五 戸 町 議 会 議 長
五 戸 町 教 育 委 員 会
五 戸 町 農 業 委 員 会
五 戸 町 選 挙 管 理 委 員 会
五 戸 町 代 表 監 査 委 員

前 文

五戸町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、五戸町長、五戸町議会議長、五戸町教育委員会、五戸町農業委員会、五戸町選挙管理委員会、五戸町代表監査委員が策定する特定事業主計画である。

目 次

1. 計画期間	1
2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等	1
3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標	1
【1】採用関係	1
① 取り組みを進めていく上での視点	② 現況の分析
③ 今後の取り組み	④ 数値目標
【2】配置・育成・教育訓練及び評価・登用関係	3
① 取り組みを進めていく上での視点	② 現況の分析
③ 今後の取り組み	④ 数値目標
【3】長時間勤務関係	7
① 取り組みを進めていく上での視点	② 現況の分析
③ 今後の取り組み	④ 数値目標
【4】家事、育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備	10
① 取り組みを進めていく上での視点	② 現況の分析
③ 今後の取り組み	④ 数値目標
4. 用語の解説	13

1. 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、五戸町特定事業主行動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の庶務は総務課総務人事班が行うこととする。

委員会は、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。）第2条に基づき、町長部局、議会事務局、教育委員会、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局、病院事業における、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき状況について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

【1】採用関係

① 取り組みを進めていく上での視点

採用者に占める女性職員の割合は、事業主ごとに様々であるが、公務部門においては、多くの女性が活躍できるよう、その入口となる女性職員の採用の拡大は当然ながら重要である。

公務に期待される能力を有する多くの優秀な女性を幅広く採用できるよう、採用試験の女性受験者・合格者の拡大に向け、職務・職員の魅力等を伝えるための積極的な広報活動を実施する必要がある。

あわせて、多様な人材確保等の観点から、育児等を理由に中途退職した女性が再度公務において活躍できる取り組みを進めることも重要である。

② 現況の分析

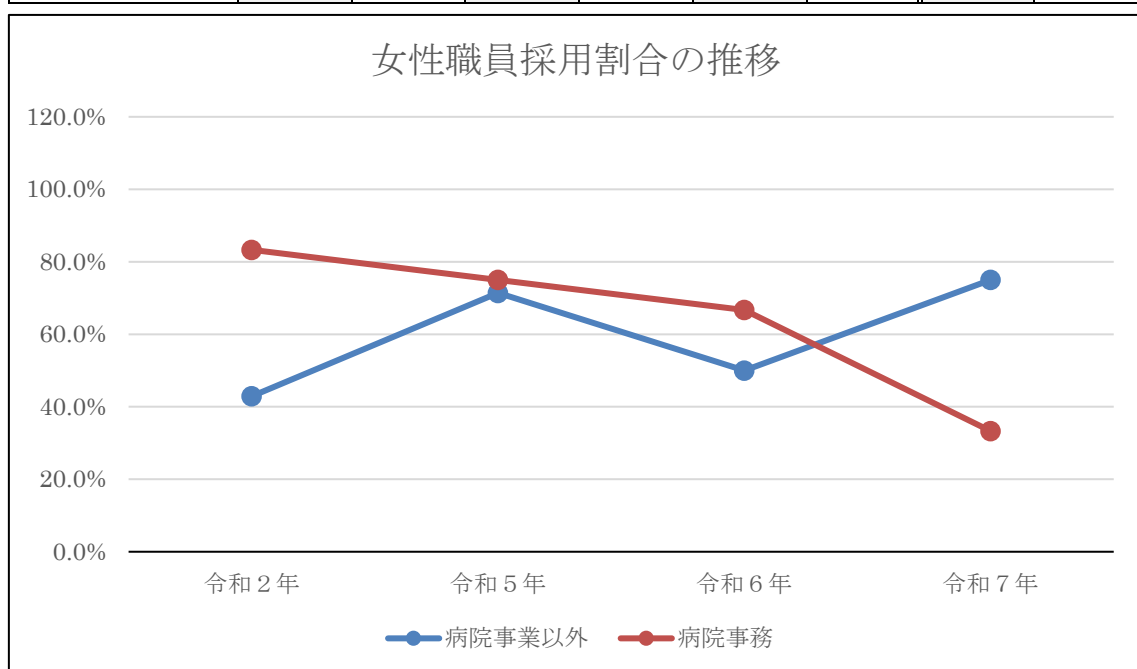
(ア) 過去3年間における採用試験受験者と採用職員の実績

【病院事業以外】

性別	令和5年度採用 (令和4年度試験)		令和6年度採用 (令和5年度試験)		令和7年度採用 (令和6年度試験)		合計	
	受験者	採用者	受験者	採用者	受験者	採用者	受験者	採用者
男性(人)	11	2	10	3	5	1	26	6
女性(人)	13	5	7	3	5	3	25	11
女性割合	54.2%	71.4%	41.2%	50.0%	50.0%	75.0%	49.0%	64.7%

【病院事業】

性別	令和5年度採用 (令和4年度試験)		令和6年度採用 (令和5年度試験)		令和7年度採用 (令和6年度試験)		合計	
	受験者	採用者	受験者	採用者	受験者	採用者	受験者	採用者
男性(人)	1	1	4	2	2	2	7	5
女性(人)	3	3	5	4	1	1	9	8
女性割合	75.0%	75.0%	55.6%	66.7%	33.3%	33.3%	56.3%	61.5%



年度によって採用する職種は変わるが、令和6年度に実施した職員採用試験により採用した職員の職種は、病院事業以外が上級一般、初級一般、病院事業が看護師、薬剤師、臨床検査技師となっている。

採用者数は年度ごとで差があり、病院事業以外は受験者の女性割合が4割～5割で推移しており、採用者の女性割合がおおむね5割以上となっている。病院事業は受験人数がもともと少ないのと職種自体の男女比率の偏りの影響があり、採用者の女性割合は年々減少している。

全体として受験者が減少傾向にあるため、性別による差別のない採用を実施し、魅力発信に努めなければならない。

③ 今後の取り組み

仕事と子育てに励む女性職員の声の紹介など、女性が活躍できる職場であることをホームページ等で広報する。

女性職員との意見交換の場を設け、女性が働きやすい職場環境の整備に努める。

④ 数値目標

・令和12年度までの受験者総数に占める女性割合について45%以上を維持する。
(令和7年度実績 50.0%)

・令和12年度までの採用者に占める女性割合について45%以上を維持する。
(令和7年度実績 75.0%)

【2】配置・育成・教育訓練及び評価・登用関係

① 取り組みを進めていく上での視点

女性職員の登用を阻害する要因として、家事・育児や介護などの家庭責任による時間制約等により十分な職務経験が蓄積できないことが考えられる。

女性管理職比率は、育児・介護等時間に制約のある時期においても個々のパフォーマンスが十分に発揮できる環境の中で、それぞれが自己実現を追求し、その後のキャリア形成についても前向きな選択ができるようにするという取り組みについての成果目標の一つとすることができる。そういった意味では、女性管理職比率は「働きやすさ」と「働きがい」を示す指標になると考えられる。

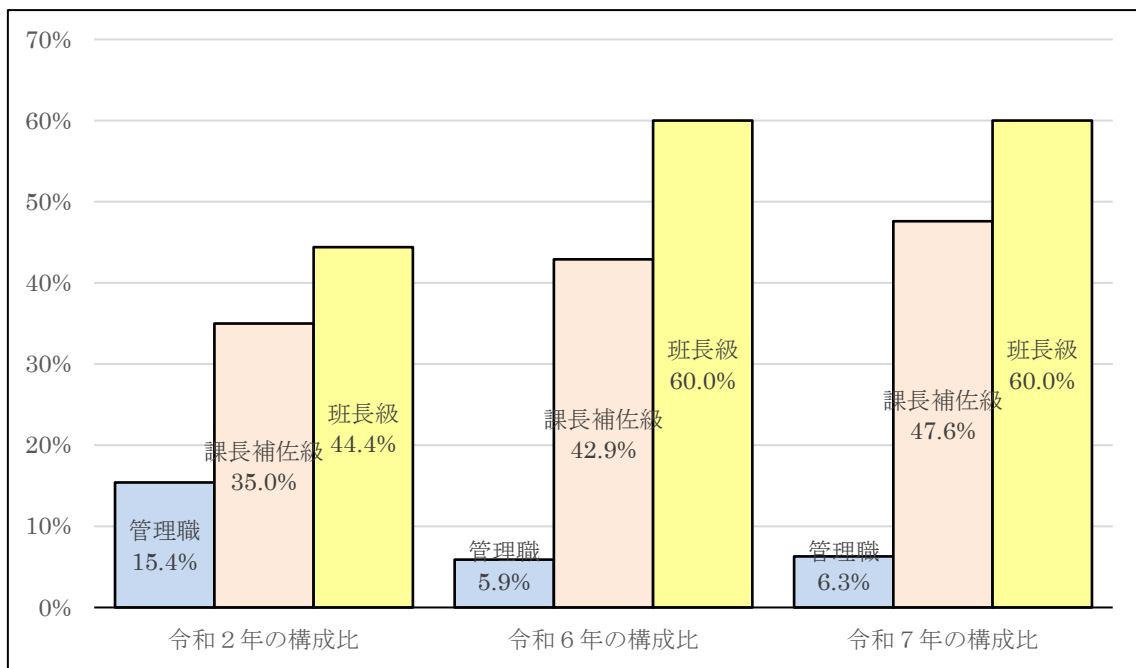
キャリア形成を図るために、職域拡大等による多様な職務機会の付与や、能力・意欲向上のための研修に参加させること、他市町村の事例等を通じて、女性職員の意欲向上、計画的な育成やキャリア形成支援に努めることが重要である。

②現況と分析

(ア)役職別在職状況（4月1日時点）

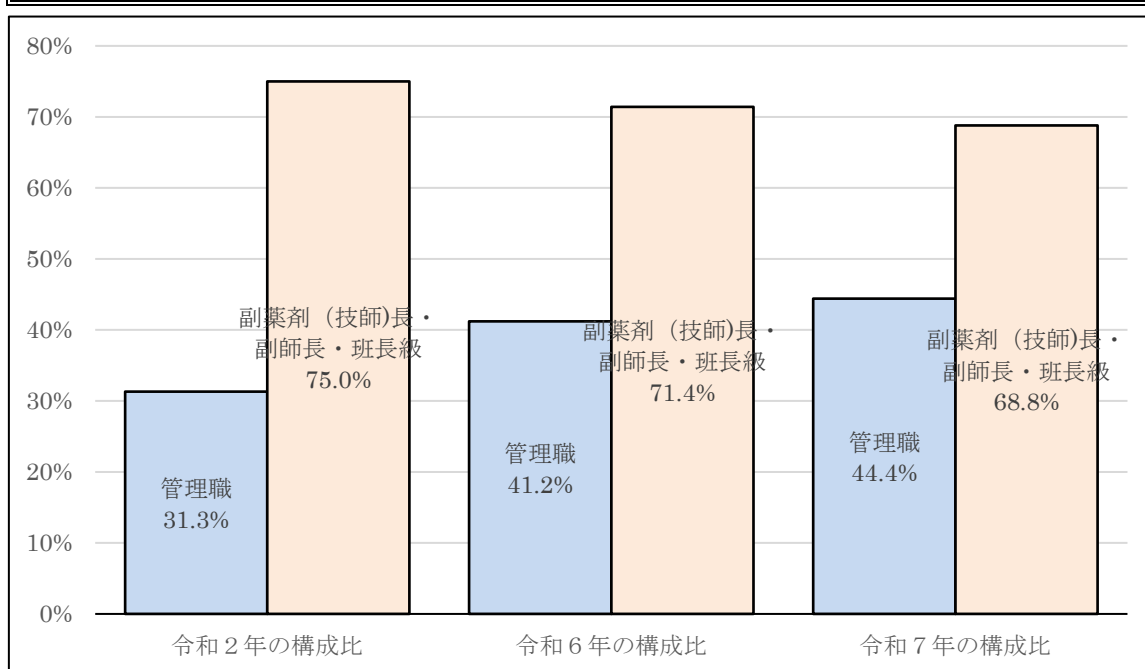
【病院事業以外】

区分	令和6年度						令和7年度					
	総数			うち行政職(一)			総数			うち行政職(一)		
	うち女性	女性比率	うち行政職(一)			うち女性	女性比率	うち行政職(一)				
			総数	うち女性	女性比率			総数	うち女性	女性比率		
管理職計	17	1	5.9%	17	1	5.9%	16	1	6.3%	16	1	6.3%
補佐級計	21	9	42.9%	21	9	42.9%	21	10	47.6%	21	10	47.6%
班長級計	20	12	60.0%	20	12	60.0%	20	12	60.0%	20	12	60.0%
合計	58	22	37.9%	58	22	37.9%	56	23	41.1%	56	23	41.1%



【病院事業】

区分	令和6年度						令和7年度					
	総数	うち 女性	女性 比率	うち行政職			総数	うち 女性	女性 比率	うち行政職		
				総数	うち 女性	女性 比率				総数	うち 女性	女性 比率
管理職計	17	7	41.2%	4	1	25%	18	8	44.4%	4	1	25%
副薬剤(技師)長・副師長・班長級計	14	10	71.4%	2	0	0%	16	11	68.8%	2	0	0%
合計	31	17	54.8%	6	1	16.7%	34	19	55.9%	6	1	16.7%



(イ)職員の男女の給与の差異 (令和6年度) ※病院事業以外のみ

【役職段階別】

役職段階	男女の給与の差異 (%) (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	96.6
本庁係長相当職	101.7

【勤続年数別】

勤続年数	男女の給与の差異 (%) (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	102.0
31～35年	109.6
26～30年	89.4
21～25年	92.4
16～20年	95.9
11～15年	97.8
6～10年	104.0
1～5年	99.9

令和7年度の本町における管理的地位にある職員に占める女性職員は1名で、女性比率は6.3%と低い状況であり、課長補佐級に占める女性比率は47.6%、班長級に占める女性比率は60.0%となっている。病院部門は職業上、女性の多い職場であり、令和7年度は管理的地位に占める女性比率が44.4%、副薬剤長等に占める女性比率が68.8%となっている。

また、男女の給与の差異は役職段階別では男性との差が5%未満となっており、継続年数別でもほとんどの項目で10%未満となっている。

以上の点から、女性管理職の登用は進んでいることが分かるが、管理的地位にある女性割合は未だに低いままとなっている。管理的地位にある職員の女性割合を高めるためには、より下位クラスの人材プールを計画的に形成することが求められる。

③ 今後の取り組み

出産・子育てなどの個々の女性職員の事情に応じて、個別に育成方針を立てるなど、柔軟な人事プランを作成する。女性職員を多様なポストに積極的に配置する。また、班長・課長補佐・課長の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行う。

④ 数値目標

令和12年度までに、管理的地位にある職員（管理職手当の支給を受ける職

員)に占める女性の割合を10%以上にする。(令和7年度実績6.3%)

令和12年度までの補佐級職員の女性の割合について、45%以上を維持する。

(令和7年度実績47.6%)

令和12年度までの班長級職員の女性の割合について、45%以上を維持する。

(令和7年度実績60.0%)

令和12年度までに、班長職以上の女性の割合を45%以上にする。

(令和7年度実績41.1%)

【3】長時間勤務関係

① 取り組みを進めていく上での視点

女性職員が活躍できる職場を作るためには、男女双方の職員の働き方改革によるワーク・ライフ・バランスの実現が不可欠である。中でも長時間勤務は、その職場における女性職員の活躍の大きな障壁となるだけでなく、男性職員の家事・育児・介護等の分担を困難にし、当該男性職員の配偶者である女性の活躍の障壁となるものである。

時間に制約のある職員を含む全ての職員が十分な能力を発揮できるよう、男女を通じて長時間勤務を是正し、限られた時間の中で集中的・効率的に業務を行う方向へ職場環境を見直していくことは、時間当たりの生産性を高め、組織の競争力を高めることにも貢献するものであることから、これまでの価値観・意識を大きく改革するとともに、職場における仕事の抜本的な改革を進めることが重要である。

② 現況の分析

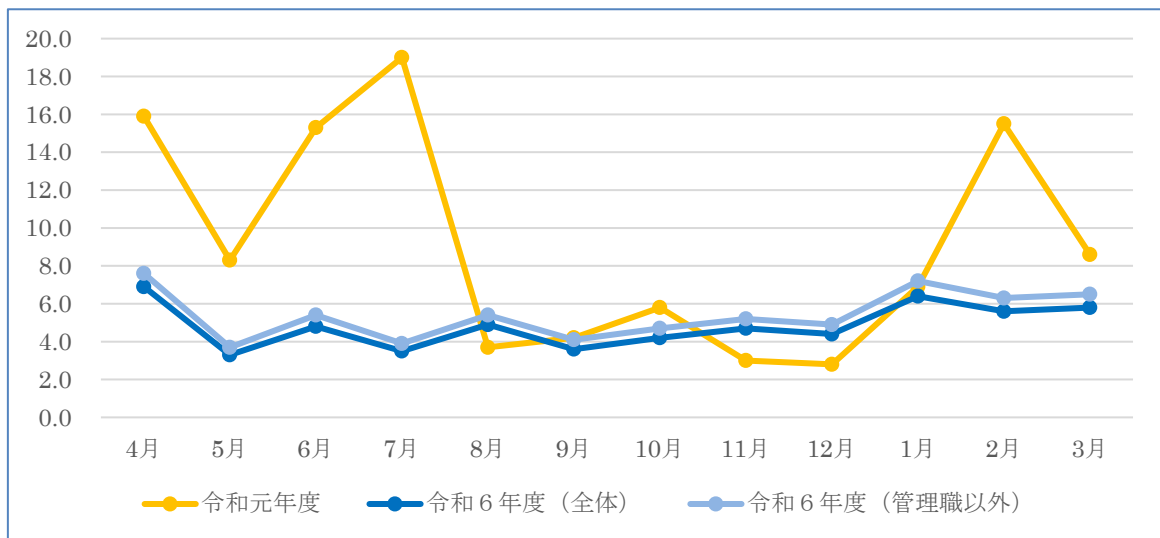
(ア) 職員一人当たりの超過勤務時間

	令和元年度	令和6年度	
	職員一人当たり (時間)	職員一人当たり (時間)	管理職を除く職員 一人当たり(時 間)
病院事業以外	109.0	58.1	64.9
病院事業	44.0	30.7	33.8

(イ) 職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間 (令和6年度実績)

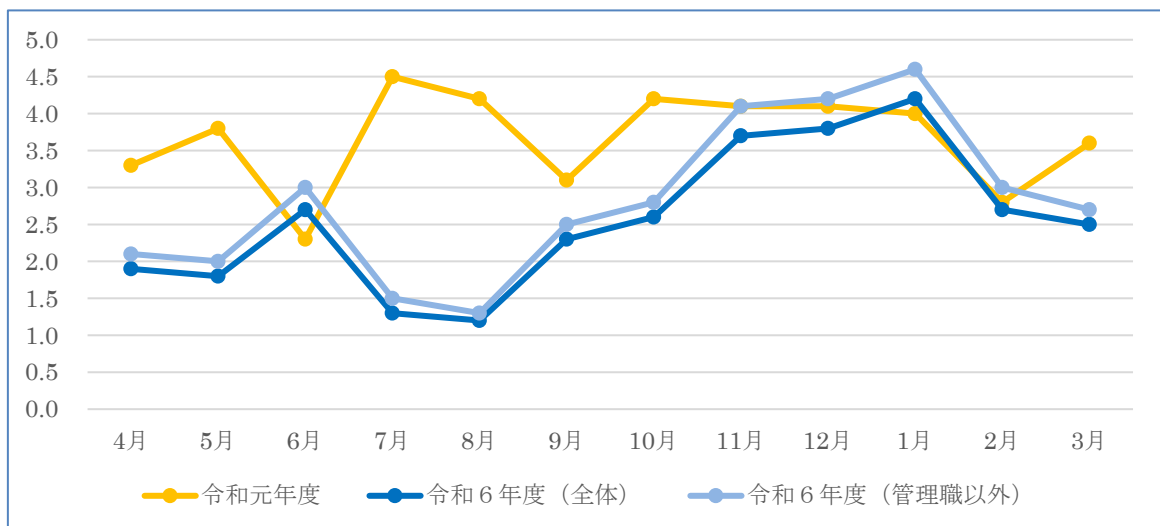
【病院事業以外】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
職員全体 (時間)	6.9	3.3	4.8	3.5	4.9	3.6	4.2	4.7	4.4	6.4	5.6	5.8
管理職 以外 (時間)	7.6	3.7	5.4	3.9	5.4	4.1	4.7	5.2	4.9	7.2	6.3	6.5



【病院事業】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
職員全体 (時間)	1.9	1.8	2.7	1.3	1.2	2.3	2.6	3.7	3.8	4.2	2.7	2.5
管理職 以外 (時間)	2.1	2.0	3.0	1.5	1.3	2.5	2.8	4.1	4.2	4.6	3.0	2.7



(ウ) 職員一人当たりの年次有給休暇の平均取得日数

	令和元年度	令和6年度	
	職員一人当たり (日)	職員一人当たり (日)	管理職を除く職員 一人当たり (日)
病院事業以外	12.4	14.0	13.9
病院事業	6.0	12.5	12.9

本町における一人当たりの超過勤務時間、月毎の超過勤務時間及び年次有給休暇の取得日数は、表のとおりである。令和元年度と比較するとほとんどの月において減少しており、全体的に減少傾向にある。これは、毎月21日及び毎週金曜日のノー残業デーの取組が浸透してきている成果であると考えられる。しかしながら、時間外勤務手当の支給を受けていない時間外勤務（いわゆる「サービス残業」）及び所属する部署による業務量、個々の職員が担当している業務量に偏りが見られることから人員の配置や機構など抜本的な改革と業務量の適正な配分が必要である。

病院全体の超過勤務時間については、気温差による体調不良や季節性感染症などその時期ごとの患者数の変動の影響による業務量の増加のほか、急性期医療を担う医療機関なので入院患者の病態変化や緊急手術等によって勤務時間外へ業務延長することがある。月によっては令和元年度よりも多い月もあるが、全体としては減少傾向にある。

年次有給休暇の平均取得日数について、病院事業以外の職員は14.0日となっており、付与日数を年20日とした場合の取得率は70.0%となっている。

病院事業職員の年次有給休暇の平均取得日数は、12.5日となっており、付与日数を年20日とした場合の取得率は62.5%となっている。

どちらも休暇取得日数が増加しており、職員全体で自らの希望に応じ職業生活と家庭生活を両立するという意識改革が進んでいると考えられる。

③ 今後の取り組み

毎月21日及び毎週金曜日をノー残業デーとし、早期退庁を引き続き推進する。職員の業務分担の見直しを定期的に行い、各職員の業務量の平準化を図る。ワーク・ライフ・バランス推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場づくり、時間当たりの生産性を重視した人事評価を実施する。

④ 数値目標

・令和12年度までに、職員一人当たりの超過勤務時間（職員全体・管理者以外）において年間60時間以内とする。

・令和12年度までに、年次有給休暇の平均取得日数を16日以上にする。

【4】家事、育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備

① 取り組みを進めていく上での視点

仕事と家庭の両立支援制度の導入は進んでおり、男性が家庭責任のため仕事に制約を抱えることが当然とは受け止められにくい風土は解消されつつあり、当該制度を利用する職員は増えてきている。

これからの急速な少子高齢化の時代においては、男女ともに、親の介護等によって仕事に制約を抱えざるを得ない職員が増加する。また、男性が家事・育児・介護等の多様な経験を得ることは、マネジメント力の向上や多様な価値観の醸成等を通じ職務における視野を広げるなど、キャリア形成にとっても有用なものと考えられる。このため、管理的地位にある職員等に対する意識啓発のための取り組みや男性職員の育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等の取得促進等により、男性職員の家庭生活への関わりを推進すること、男女を問わず両立支援制度の利用時、育児休業等の取得中や復帰後の各段階を通じて職員の状況に応じたきめ細かい対応や配慮を行うこと等により、育児や介護等を担う職員が活躍できる職場環境を整備する必要がある。

② 現況と分析

(ア) 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間（令和8年1月1日現在）

【病院事業以外】

対象期間（R7.1.1～R8.1.1）

区分	常勤職員			会計年度任用職員		
	対象者(人)	取得者(人)	取得率(%)	対象者(人)	取得者(人)	取得率(%)
男	4	4	100.0	0	0	—
女	0	0	—	0	0	—

【病院事業】

対象期間（R7.1.1～R8.1.1）

区分	常勤職員			会計年度任用職員		
	対象者(人)	取得者(人)	取得率(%)	対象者(人)	取得者(人)	取得率(%)
男	2	2	100.0	0	0	—
女	6	6	100.0	0	0	—

(イ) 男女別の育児休業の取得期間の分布状況（令和8年1月1日現在）

【病院事業以外】

対象期間（R7.1.1～R8.1.1）

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男 (%)	女 (%)	男 (%)	女 (%)
1週間未満	0	—	—	—
1週間以上2週間未満	0	—	—	—
2週間以上1月以下	50.0	—	—	—
1月超3月以下	50.0	—	—	—
3月超6月以下	0	—	—	—
6月超9月以下	0	—	—	—
9月超12月以下	0	—	—	—
12月超24月以下	0	—	—	—
24月超	0	—		

【病院事業】

対象期間（R7.1.1～R8.1.1）

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男 (%)	女 (%)	男 (%)	女 (%)
1週間未満	0	0	—	—
1週間以上2週間未満	0	0	—	—
2週間以上1月以下	0	0	—	—
1月超3月以下	100.0	0	—	—
3月超6月以下	0	0	—	—
6月超9月以下	0	0	—	—
9月超12月以下	0	0	—	—
12月超24月以下	0	100.0	—	—
24月超	0	0		

(ウ) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児休暇参加のための休暇の取得状況
(令和8年1月1日現在)

【病院事業以外】

配偶者出産休暇（2日）、育児参加休暇（5日）

種別	対象者(人)	取得者(人)	取得率(%)	合計5日以上取得者(%)
配偶者出産休暇	4	2	50.0	0.0
育児参加のための休暇	4	0	0.0	

【病院事業】

配偶者出産休暇（2日）、育児参加休暇（5日）

種別	対象者(人)	取得者(人)	取得率(%)	合計5日以上取得者(%)
配偶者出産休暇	2	2	100.0	50.0
育児参加のための休暇	2	1	50.0	

育児休業取得率について、病院事業以外は女性職員が今回対象者なし、男性職員が2週間から1か月の取得者50.0%、1か月から3か月の取得者50.0%の合計100.0%となっている。病院事業は女性職員が1年以上の取得者100.0%、男性職員は1か月から3か月の取得者100.0%となっている。配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇においてはどちらかの休暇を利用する職員が増加しており、令和元年度に比べると休暇を取りやすい環境の整備や育児休業を取得することに対する意識に変化が表れていることが分かる。

③ 今後の取り組み

組織として、全職員がワーク・ライフ・バランスを実現しつつ職場において活躍できる環境を整備する。

出産を控えている全ての男女に対し、管理職員（又は人事部局）による各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進を行う。

育児休業等の両立支援制度を利用したことのみによって、昇格・昇給に不利益とならないよう取り扱う。

育児休業等の取得前後において、育児休業等からの円滑な復帰に資する研修や所属職場との連絡体制の確保等の必要な支援を行う。

④ 数値目標

- ・令和12年度までに、育児休業を取得する男性職員の割合を70%以上、1か月以上取得の割合を100%にする。
- ・令和12年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇の取得割合を100%、育児参加のための休暇の取得割合を50.0%以上にする。

4. 用語の解説

●ロールモデル

役割を担うモデル。模範。手本。

●ワーク・ライフ・バランス

「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。